

いのちと健康

ニュース

NO. 51

1993年11月 1日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

名古屋市中区平和二丁目2番3号

高齢者労働会館5F TEL. FAX 052-322-0406

編集発行責任者 中原 東四郎

愛知健康センター

『第3回総会』および『第4回 いのちと健康を守る学校』が開催される

10/23 ~24、27 団体 52 名参加

結成以来3年目を迎えた愛知健康センターは、『第3回総会』と『第4回 いのちと健康を守る学校』を10/23 ~24、犬山館で開催しました。

第1日は、第1講義で「人間らしく生き働くための労働者の権利」と題して、西谷 敏先生（大阪市立大学法学部）がお話されました。

先生は、ドイツの労働者が取得している時短や労働条件を紹介しながら、日本の労働者の権利の現状を分析し、改善の問題点を指摘されました。

第2講義は、「『改正』労働基準法の問題点と今後の課題」と題して、佐久間 信司弁護士（名古屋第一法律事務所）がお話されました。

夕食後の交流会は、先生を囲み質問や体験談など有意義な交流が行なわれました。

第2日は、午前9時から愛知健康センターの「第3回 総会」が開催されました。

中原東四郎代表理事の開会挨拶について、畠山 理事の議長のもと議事がすすめられました。

✓永井理事から、①第2年次の事業報告 ②決算報告 ③第2年次の教訓と今後のとりくみについて ④第3年次の事業活動計画（案）⑤予算（案）などを提案し審議しました。

第3年次は、さらにセンターの活動を充実していくことを確認し一括承認されました。

最後に、理事の選出をおこない総会を終了しました。

このあと、午前11時から講話で「いのちと健康を守る運動の発展のために」と題して山田信也先生（代表理事・名古屋大学医学部教授）からお話されました。

~~~~~ [代表理事]

山田 信也（名古屋大学医学部教授）

加藤 瑠美子（愛労連副議長）

水野 幹男（名古屋南部法律事務所）

中原東四郎（愛労連顧問）

[理事]

松井 績和（新聞労連）

神藤 常晴（国労愛知県支部）

加藤 雪孝（自治労連愛知県本部）

西本 義弘（医労連）

桑山 剣一（名高教）

石井 康弘（全損保）

畠山 芳春（建設一般）

山崎富紀雄（名南労連）

永井 和彦（愛労連）



天理大学・健康管理学・近藤雄二氏
「快適」の具体的な内容が明らかに
第3回労働医学研究所総会記念講演
(NO. 50からつづく)

しかし、この法改正以降職場が大きく変わったとか、労働組合の取り組みが大きく変わったという動きは聞こえてこない。

労働者、労働組合の取り組みが強まらなければ、法改正により充実してきた事業者の責務の内容も、職場で実効性のあるものとして反映してはこない。

~~~~~  
1992年、20年前に法の目的として挙げられた「快適な作業環境の形成を促進すること」の具体的な内容がやっと明らかにされ、事業者が行なわなければならない努力義務の内容が示された。

このガイドラインは、OA化やFA化など情報化の進展にともなう労働環境や作業態様の変化のなかで、新たに生じた疲労・ストレスへの対応が必要だとの認識から、① 作業環境、② 作業方法、③ 疲労回復のための休養施設、の以上3つの面から快適職場環境の整備を求めている。

~~~~~  
✓ 佐々木昭三（職場の健康問題研究会）
佐久間信司（自由法曹団）
宮崎 修一（愛高教）
樽松 佐一（生協労連）
吉川 正春（名水労）
近藤 直太（健康と家庭を守る会）
加藤 孝夫（民医連）
坪井 雄一（愛商連）
~~~~~

✓ 快適な条件というものを人間工学的な対応策に限った枠組みであり、最低基準ではなく、「職場が目標として、目指す状態」を表わしたものである。

具体的な基準値という、数値は示されず、「目指す状態」は、「労働者が『不快だ』と思うことがないように」という曖昧な主観的な言葉でかかれている。

「不快」の定義は、「労働者が視覚や臭覚で不快と感じる意識が出現すれば不快を意味する」ということであり、基準値とかかわりなく、労働者の主観・訴えを手がかりに職場改善をすすめることができる。

このガイドラインを生かすためには、従来の法規則準拠型の安全衛生活動でなく、自主対応型の活動が要求されている。

具体的には、「労働者の訴え」「作業環境」「働き方（作業特性）」の3つの調査が欠かせない。

調査活動をもとに作業特性、訴え、環境測定の相互関連性を検討し、

- ① 職場がどのように変わりつつあるのか
- ② 職場にどのような働きにくさが存在するのか
- ③ 職場の働きにくさが、どのような疲労や健康上の不安として顕在化するか
- ④ 疲労や健康上の不安を防ぐには、職場と労働をどう変えていかねばならないのか

という4点について労働者自身、労使の共通認識を作り出す必要がある。

(おわり)

(6/1 付「労働医学News NO.14」転載)

〔愛知保険医協会〕〔愛商連〕  
愛商連と連携して健康講座を開催  
8/26岡崎民商、9/5 千種民商

愛知保険医協会では、名古屋北部地区で住民の健康を守る健診活動をすすめている。

中でも千種民主商工会（千種区・名東区）と連携した健診は、すでに今年の秋で4年目をむかえる。

健診を前に、9/5 午後、千種区の第二浩養園で健康講座が開かれた。健康講座は、民商共済会の総会行事として行なわれ、59人が参加した。

講師の山本尚哉先生（千種区）には、昨年から、健診活動に参加いただいている。

今回は「見える病気・見えない病気」をテーマに、山本先生はやさしく「糖尿病・動脈硬化症・慢性肝炎など見えない病気こそやっかいで健診の意義があること、これらの病気は完全に治すことは難しいが、危険因子を一つひとつ除去することが大事であること、そしてそれが本人や家族、医師にとってもいちばんうれしいことなのだ」と語られた。

この日の総会では昨年の健診によって「自覚症状はまったくなかったが肝臓疾患が分かり、入院して治療」「精密検査の結果、腸にポリープがあることがわかり手術」などの報告もされた。

今年の秋は、千種民商と連携しての健診は9ヶ所の医療機関で実施する。

~~~~~

岡崎では8/26夜、岡崎民主商工会共済会の総会が開催され、関連行事として、

➤

（住友電設K K）故鈴木龍雄さん
団体生命保険のあり方を考える集い
11/18 pm6:00 東別院青少年会館

鈴木さんは、名古屋デザイン博の工事に従事してきましたが、工期に追われ、点滴を受けながら連日午前8時の始業から午後8時ないしは午後11時頃まで残業するなど、仕事は多忙を極めていました。

1989年11月6日、厳しい寒さのなか気管支ぜんそくが急激に増悪し、死亡に至ったものです。

名古屋東労働基準監督署は、労災認定申請を受理して以来、3年3ヶ月を経過後、1993年6月遺族に「不支給」業務外の決定の通知をしてきました。

遺族・妻美穂さんは1993年8月決定を不服として、労災保険審査官に審査請求を提出しました。

また、名地裁にたいして「団体生命保険請求訴訟」をしています。これは会社側が生命保険金を、約9.700万円受取りながら遺族には10万円の死亡見舞金を支払っただけで会社が独り占めしているので請求する裁判です。

（住友軽金・健康と家庭を守る会）

✓岡崎市で開業の若山治朗先生が「糖尿病あれこれ」と題して講演を行なった。

岡崎市体育館第一会議室に集まった、市内の商工業者約70人をまえに、若山先生は、「糖尿病とはどんな病気か」「その予防方法は」など病気の説明から、インシュリン発見の歴史、文学に登場する糖尿病の持ち主の話など、話題は広範囲におよび、参加者もメモをとるなどして熱心に聞き入り好評だった。

（9/15 付「愛知保険医新聞」抜粋）

「名古屋過労死を考える家族の会」

裁判傍聴で支援しよう！

裁判日程（家族の会ニュースNO. 28）

名古屋地裁（11F・1101号法廷）

10/13（水） 10:00 ～ 渡辺（亘）さん

13:10 ～ 植松 さん

10/15（金） 10:00 ～ 鈴木（美）さん

13:30 ～ 永須 さん

10/18（月） 10:00 ～ 森下 さん

（岐阜地裁です）

11/5（金） 15:00 ～ 鈴木（俊）さん

（本人尋問です）

11/10（水） 10:00 ～ 北口 さん

11/17（水） 13:30 ～ 柏木 さん

（証人＝学校長です）

11/26（金） 13:00 ～ 植松 さん

11/29（月） 13:10 ～ 新井さん

12/6（月） 13:10 ～ 渡辺（光）さん

13:10 ～ 松井 さん

※ 署名は10/31 までに事務局へ

① 『労働基準法・労災認定基準等の改正を求める署名』

② 『松井靖夫さんの労災認定を求める署名』

（送付先）

〒460 名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル5F

名古屋第一法律事務所内

「名古屋過労死を考える家族の会」宛

〔愛高教〕「健康とストレス」アンケート

やっぱり
すすんでいる教職員の多忙化！

回答者 1850人（男1350人女 500人）

＜勤務状況について＞

●約半数近くが1時間程度

勤務時間を超えて仕事。

●80%の人が家に仕事を持ち帰る。

●休日をのんびり休めるのは

4人に1人。

●約半数の人が体調が悪くても

休め（ま）ない。

＜健康について＞

●健康とは言えない人が5割。

●健診「指導区分」を知らない人62%。

●健康を害している人が

勤務軽減（制限）されていない84%

●9割の人が仕事で疲れを感じている。

●約60% が前日の疲れがとれないまま働いている。女性にその傾向が強い。

●45%が7時間の睡眠がとれていない。

男女別では女性の方が睡眠が少ない。

●健康管理のため運動している（男21%

女19%）、睡眠・食事に気をつけてい

る（男28% 女40%）、健康診断を定期的

的に受ける（10% しか意識的に受診し

ていない）、何もしていない、できな

い（12% ある）

●疲れの原因・重荷になっていることで

は「仕事が多忙、休憩がとれない」で

33% 「人間関係」で26%、「生徒指導

の難しさ」で26% がワーストスリーで

す。

（愛高教「労安ニュース」NO. 20. 21. 抜粋）

